2012年2月27日

市民オンブズマン わかやま

代表 阪 本 康 文 代表 松 井 和 夫 連絡先 和歌山市十二番丁 1 0 番地 073-433-2241 FAX073-433-2767 (この件の担当・畑中)

選挙運動用・予備ポスターの活用状況の調査結果について

当会は,昨年末,昨春に行われた和歌山県議選及び和歌山市議選で公費負担された選挙運動費用の「節約率」ランキングを相次いで公表しました。そのうち県議選のポスター作成代の公費負担において,ポスター作成枚数が,掲示版数の等倍数のみしか作成されていない方がおられる一方,掲示版数の2倍作成されている方がおられました。また,掲示版の場所及び数が,県議選の和歌山市選挙区と和歌山市議選とが同一であるにもかかわらず,公費負担を認めるポスターの上限枚数が,和歌山市は掲示版数と同数であるのに対し,県は掲示版数の2倍に設定されています。公費負担を認める趣旨・目的が同じであるのに,県の方が何故2倍認めているか不思議でした。そこで,県議選で,掲示版数を超えて作成されたポスター(以下,単に「予備ポスター」という)の使用状況を把握し2倍認めることの合理性等の調査の為,アンケート調査を行い,分析を行いましたので,その結果を公表致します。

記

1 アンケートの実施

- · 郵送日 昨年11月21日
- 郵送者 選挙ポスター作成代として公金を受領している54名。
- アンケートの内容作成したポスターを張り替えたか否か及び,掲示版以外に活用したかなど7項目(なお,送付したアンケートは別紙1のとおり)
- · 回答期限 12月10日

2 回答者数

27名から回答がありました。そのうち現職(当選者)の回答は17名でした。

それゆえ,現職の回答拒否者の比率は6割(41人中25名)でした。回答拒否者を会派別でみると,自民党28人中20名,改新クラブ5人中2名,日本共産党4人中0名,公明党3人中0名,刷新クラブ2人中2名でした。一方,現職以外では12人中10名の回答があり8割を超える回答がありました(なお,回答者の氏名は別紙2の氏名欄記載のとおり。回答拒否者の氏名は別紙3のとおり)。

3 回答内容

回答内容については、別紙2「アンケート回答一覧表」のとおりですが、質問項目別に回答者数で分けると次のとおりになります。

(1) 掲示版にポスターを貼付したか否か

貼付した 27名(回答者全員)

(2) 貼付したポスターを張り替えたか

張り替えた 2 1 名(最初の貼付の際に失敗したとする 2 名を含む) 張り替えなかった 6 名

(3) 上記21名が張り替えた張り替え枚数

10枚以下 5名

1 1 枚以上 3 0 枚以下 9 名

50枚以上100枚以下 5名

枚数記載なし 2名

(枚数記載なしのうち1名には,「360枚」とする記載があったものの「予備」とする記載もあったことから,実際の張り替えた枚数ではないと判断し, 枚数記載がない扱いにしました。)

(4) 掲示版以外への活用

掲示版以外に活用した 4名 掲示版以外に活用していない 23名

(5) 上記4名の掲示版以外への活用枚数と活用内容

前川勝久氏 選挙事務所内に掲示 7枚

須川倍行氏 事務所内貼付 50枚

向井嘉久蔵議員 記載なし 10枚

池口公二氏 室内用ポスターとして選挙事務所及び各支部,個人演説会 場等に使用(*風水害等により張り替え可能な状態で)

(6) 残余分はどうしたか

- ・ 一部保管し残りは廃棄処分した。(7名)
- 廃棄等処分した。(10名)
- ・ 保管している。(5名)
- ・ 各掲示担当者に予備として配付。(2名)
- 持ち帰りと破棄。(1名)
- ・ 各掲示担当者に予備として配付,残り保管。(2名)

(7) その他,この件に関連する意見

- ・ 最近は印刷技術の進歩と紙質の向上で少しの予備で対応可能(前川勝久氏)。
- ・ 破損することも想定して余分に注文した(谷口和秀氏)。
- ・ 相手候補の選挙ポスターが投票所の窓や壁及び立会演説会の会場に貼られていた。公費で作成した分と自費で作成した分が分かるように区別が必要(河内麻希氏)。
- ・ 9日間,雨・風に破れる事も考え少し多く印刷した(花田健吉議員)。
- ・ 事故に対応するため、ポスターを余分に用意出来るようになっている。その 範囲内でやっている(吉井和視議員)。
- ・ 印刷の段階で400枚でも500枚でも価格はそんなに変わらないので少し 多めに作成した(向井嘉久蔵議員)。
- 公費負担について今後考えていくべきだと思います(瀧洋一氏)。
- ・ 今まで雨天,風による場合,よくはがれ貼り直しに出向き,今年は,掲示場 5.6カ所につき,担当3枚貼り替え用予備として預けた(井出益弘議員)。
- ・ 選挙費用の軽減で被選挙人の広がりが出来良い制度と思う(角田秀樹議員)。
- ・ 公費負担については,地方選挙では考えなければ(無くす方向で)いけない と思います(池口公二氏)。
- 公職選挙法及び規則の変更,見直しが必要かも!(横矢正明氏)
- ・ 経費節減には努めたいが,はがれたり,毀損する場合がどうしても生ずるので予備分はどうしても残しておきたい(長坂隆司議員)。
- ・ 資力の乏しい候補者でも参加できるため有用な制度です(中拓哉議員)。

4 アンケートの分析結果

- (1) 27名の回答があったことは、全体の使途を推し量る参考に充分なり得ると思料でき、その結果を分析しました。回答者のうち、須川氏は、張り替え枚数100枚,他への活用枚数50枚と回答しています。これに掲示板数206を単純に合計すると356枚になります。しかし、その枚数は、同氏の作成枚数である300枚をオーバーしており、回答の真偽が問われますが、206すべての掲示版に貼付せず150しか掲示しなかったことあるいは、真の作成枚数が356枚であったことも考えられます。それゆえ、同氏の回答も、そのまま分析対象に加えてました。
- (2) 回答者について、当選した現職議員の回答率でみますと、現職議員の回答が約4割(42名中17名)に止まり、約6割(42名中25名)の現職がその回答を拒否されました。自らの公金の使途内容を明らかにしない回答拒否議員らは、議員としての資質を欠くと非難に値します。そもそも、議員には、執行機関の公金の使途を監視し不適切な支出を追及する役割が求められます。そのような役割を担う議員が、自らが公金で負担された使途内容を明らかにしないようでは、執行機関の不適切な支出を追及できるはずがなく、議員としての資質を欠くと言う他にないからです。
- (3) アンケートの結果,公費対象外のポスター作成代が一部,公費請求されていたことが分かりましたので,次に,この点を指摘します。

アンケートの4及び5において、掲示版以外へ活用したか否か及び掲示版以外へ活用した場合の活用内容とその枚数を尋ねました。そもそも、公費負担が認められるポスターは、公営掲示版に貼付するポスターに限定されています。それゆえ、掲示版以外に活用したポスターは、公費負担の対象外と言う他になく、公費負担されたポスターに、掲示版以外へ活用したポスターが含まれていることがあってはならないことといえます。そうであるのに、前川氏、須川氏、向井議員、池口氏の4名は、他に活用したと回答してきました。それゆえ、当該4名は、公費請求し負担されたポスターの中に、公費請求すべきでない対象外のポスターを含めていたことを、自ら告白したに等しいといえます。なお、池口氏は、室内用ポスターとして選挙事務所及び各支部、個人演説会場等に使用したが、それは「風水害等により張り替え可能な状態で」あったとする注釈が付されています。しかし、このような注釈は後付けで可能でありかつ、そもそも、室内用ポスターとし

て選挙事務所及び各支部,個人演説会場等に使用するポスターは,公費負担外であるところ,例え,再度,公営掲示版に貼付できるよう慎重に使途されてあったとしても,一旦,他の用途に使途したものは,公費負担分に該当しないと言わねばなりません。和歌山県選挙管理委員会は,上記4名が不適切な請求であったことを自ら告白しているに等しいのですから,当該4名に対し,掲示版以外に活用したとするポスター作成代について,返還請求するべきであると指摘しておきます。なお,その返還を求める金額は次のとおりです。

前川勝久氏 単価510円の7枚分 3570円

須川倍行氏 単価1650円の50枚分 8万2500円

・ 向井嘉久蔵議員 単価966円の10枚分 9660円

・ 池口公二氏 単価840円の200枚分 16万8000円

しかし、上記の人達も、掲示版以外に活用したポスター作成代が公費負担対象外であると理解していたならば、掲示版以外に活用していないと回答してきたに違いありません。そういう意味では、それこそ正直に回答してきたといえます。そもそも、予備ポスターが、実際に、どのように使途されたかをチェックする方法がありません。それゆえ、実際には、事務所内や支持者の自宅内などの貼付に使途しながら、それらの分を含めて請求されていても分からないことなのです。従って、この制度を熟知している者こそ、仮に、掲示版以外に活用していたとしても、活用していないと回答したと考えられることにこそ重大な問題点があるといえます。

- (4) アンケートの1の質問は、公費請求されたポスターが、負担される趣旨・目的どおり使用されているかを確認するため行いました。その結果、全員が掲示版に貼付していました。これは、公費負担されたポスターが、仮に、掲示板に貼付していなかったとすれば、それこそ大変な問題ですから、当然の結果といえます。しかし、最近は、選挙区が広くなりすべての掲示版に貼付せず、立候補した地元周辺のみしか貼付していない候補者もあるやに聞かれます。この点は今後の課題といえます。
- (5) アンケートの 2 と 3 は,張り替え実態を把握するために当該質問を設定しました。その結果,張り替えていない方が 6 名で,張り替えたとする方が 2 1 名ありました。その 2 1 名の張り替え枚数の分類では,張り替え枚数 3 0

枚以下が16名(枚数不明2名を含む)でした。そうすると,30枚以下に張り替えていない6名を加えると22名です。従って,約8割強の方が30枚以下ということが分かります。一方,50枚以上が5名ありましたが,全体の僅か約2割弱という結果でした。

27名平均の張り替え枚数をみると,約23枚(625枚/27名)であることが分かります。この平均張り替え枚数に照らせば,50枚以上を張り替えたとする張り替え枚数は,2倍を超える高枚数であり,とりわけ,張り替え枚数100枚については,異常に高枚数といえます。なお,張り替え枚数50枚以上は,50枚の中議員,60枚の角田議員,70~80枚の多田議員,100枚の須川議員と高田議員らです。

次に、掲示板数が各選挙区によって異なることから、単に張り替え枚数の みでは,実質的な張り替え状況を比べることはできません。そこで,実質的 な張り替え状況をみるために,張り替え率を算出しました。すると,全体の 張り替え率が、掲示版の総数が1万2309枚に対し、張り替えた総数が6 25枚{張り替え枚数について,10~20としている河内氏は15枚,3 60(予備)としている井出議員は実質の張り替えはないとして0枚,70 ~80としている多田議員は75枚とした。}でしたので,約5・08%で あることが分かります。これは,100掲示版に対し約5掲示版を張り替え る程度です。張り替え率のもっとも高率は、掲示板206枚に対し100枚 張り替えたとする須川議員の48・54%でした。同議員の張り替え率は突 出しており異常な高率といえます。もっとも、50枚以上張り替えたと回答 している5名(須川,角田,多田,中,高田の各議員)の回答が,真実を述 べた回答とは俄には信じ難いと言わざるを得ません。すなわち,掲示版をめ ぐる自然状況については,県内であれば,どの方も,とりわけ,同じ選挙区 内ではほぼ同じ状況であり、特段、50枚以上張り替えたとする5名らの自 然条件のみが殊更ポスターの毀損が生じるような悪条件だったとは認められ ずかつ,人為的な毀損についても,そのようなことが行われれば法的に罰せ られる仕組みで保護されているところ,当時,人為的に毀損されたことによ る告訴をしたなどと言うことも聞かれず,このような状況からすれば,50 枚以上も張り替える必要性があったとは認め難いからです。

さらに、張り替え枚数について、予備ポスターに占める割合をみて、予備が実際にどれだけ使途されあるいは使途されていないかをみました。 7 4 6 7 枚が予備ポスターの総数でした。一方、6 2 5 枚が張り替え枚数の総数です。それゆえ、予備ポスターの使途率は、僅か約8・3 7%でした。一方、使途されなかった枚数が6 8 4 2 枚(7 4 6 7 枚・6 2 5 枚)ですので、約9 1・5 3 %の予備ポスターが使途されていないことが分かります。このように約9割も使途されることのないポスター作成代を公金で賄うことの必要性は乏しいというべきです。

- (6) アンケートの6は、予備の残余に着目しました。公費ポスターは掲示板以外に使途したものは含まれないのですから予備残は、もともと使途されることのないポスターです。それゆえ、どのような回答が返ってくるか楽しみでした。回答を大別すれば、一部あるいは全部の保管かもしくは廃棄あるいは、各掲示担当者に予備として配付したというものでした。そして、保管には、処分せず残している場合と資料として一部保管しているというのがありました。しかし、資料として保管した分は、公費負担が認められることのないものです。すなわち、掲示板に貼付するポスターではないからです。また、掲示版貼付担当者に張り替え用に配付したという点は、残余の使途には当たりません。掲示担当者に配布したとしても、当該担当者が張り替えずに残った分が残余であり、それをどうしたのかを尋ねているのであって的外れの回答です。その上、掲示担当者への配布は、配布後の使途について管理しておらず、自宅等の貼付に流用されていないとは言い切れず、扱い方としては問題です。このような他の使途への流用が否定できない掲示担当者への配布分は、公費負担の対象とするべきではないというべきです。
- (7) アンケートの最後の求意見に対し13名の方から回答がありました。その意見を大別すると,制度を今後見直すべきとするのが3名(瀧氏,池口氏,横矢氏)であり,それ以外は,制度を容認あるいは肯定する意見とみることができます。しかし,制度を容認あるいは肯定する中には,予備を公費で認めることに説得力のある意見は見あたりませんでした。それは,次のようにいえるからです。

花田議員は、「少し多く印刷した」といいます。しかし、この意見は、同人が 作成した実態とは大きく異なります。すなわち、同議員は、ポスター掲示版数 6 48に対し1000枚作成しています。それゆえ、作成された予備ポスターは3 5 2 枚であるところ,予備の上限枚数(掲示版数と同じ)の 5 . 4 割に相当します。このように,予備の上限枚数の半数を超える予備ポスターを実際に作成しておきながら,「少し多く印刷した」はないでしょう。本人の作成の実態に基づけば該当しない意見といえます。

向井議員は、「印刷の段階で400枚でも500枚でも価格はそんなに変わらないので少し多めに作成した」といいます。しかし、この感覚も、市民の感覚とは懸け離れた意見です。すなわち、400枚と500枚では100枚も異なります。当該100枚は、予備の上限枚数(302枚)の約3割に相当し、そのような相当の割合の予備を作成しておきながら、「少し多めに作成した」はないでしょう。本人の作成の実態に基づけば該当しない意見といえます。また、「価格はそんなに変わらない」といいますが、全く変わらない訳ではないし、価格を提示しないで言うべきことではないといえます。さらに、仮に、少額であったとしても公金負担が安くなるなら、無駄なことはすべきではなく、節約意識が薄いと言えます。

角田議員は、「選挙費用の軽減で被選挙人の広がりが出来良い制度と思う」といいます。しかし、上限枚数を予備分の公費負担を認めず掲示板数のみにしても、 角田議員がいう良い制度という点を損なうものではないといえます。

長坂議員は、「経費節減には努めたいが、はがれたり、毀損する場合がどうしても生ずるので予備分はどうしても残しておきたい」といいます。しかし、同議員は、予備ポスターとして、上限枚数である620枚作成しています。これに対し、実際に張り替えたのが僅かの10枚でした。結果として610枚使途せず廃棄したのです。この結果をどう見られているのでしょうか。10枚張り替えるために620枚の予備を残せというのは、いかにも過大な要求意見であり過ぎた公費負担といえませんか。

中議員は,「資力の乏しい候補者でも参加できるため有用な制度です」といいます。しかし,上限枚数を予備分の公費負担を認めず掲示板数のみにしても,中議員がいう有用な制度という点を損なうものではないといえます。

5 まとめ

上記のとおり掲示版数に対する張り替え率は僅か5・08%でした。予備ポスター数(7467枚)に対する使途率でも8・37%でした。いずれも1割にも満た

ない結果でした。このことから,作成された予備ポスターの9割強が貼付使途されなかったということが分かりました。それらのポスターは廃棄処分する以外にないのです。この使途実態からすれば,ポスターの予備数としては,予備ポスター上限枚数(掲示版相当数)の1割で足りていたということになります。予備ポスターの作成率で,その基準内に当てはまる適合者は,回答者では鈴木太雄議員(予備作成率9・89%)1名のみでした。また,未回答でも,適合者は,谷口和樹議員(同0%)と服部一議員(同7・14%)の2名でした。当該3名の議員は,今回のアンケート結果からみると,節約意識の高い議員らということができます。

一方,上記3名以外の51名の人達は,いずれも,上記基準(予備ポスター上限枚数の1割)を超えて作成しており,今回のアンケート結果からみると,勿体ない余分な作成をしており節約意識が薄いと言われてもやむを得ない人達といえます。

しかし、上述したとおり作成された予備ポスターの9割も使途されることのないポスターの作成代は、節約意識の問題とはいえず、そもそも、公金で賄うことの必要性が乏しいというべきです。特に、「室内用ポスターとして選挙事務所及び各支部、個人演説会場等に使用」(池口氏)した分を、張り替え可能な状態ということで、予備ポスターに含められていたことが分かり、予備制度の悪用が、同氏等以外に容易に推認できることから、なおさらです。

このようなことから,予備のポスターの作成代を公費で認めることの合理性が認め難い上,予備ポスターの使途を客観的にチェックする方法がない制度は,制度としても不完全であると言わざるを得ない。

よって,公費負担を認める制度としては,ポスターの上限枚数を和歌山市議選と同様に掲示版数と同数にするべきだということがより鮮明になったといえます。

以 上

2011年11月21日

アンケートのご依頼

各 位

市民オンブズマン わかやま 代表 阪 本 康 文 代表 松 井 和 夫 連絡先 和歌山市十二番丁 1 0番地 073-433-2241 FAX073-433-2767 (この件の担当・畑中)

拝啓 県民のため日々ご精励のこととお慶び申し上げます。

さて、当会が、公費負担される選挙ポスターの作成枚数について、調査したところ、掲示版と同数の枚数のみしか作成されていない方がおられる一方、掲示版数の2倍の枚数を作成されている方がおられました。このような作成実態に鑑み、実際にどのように使途されているのかその実態について、公開アンケート調査をさせていただくこととしました。お忙しい中とは存じますが、ご回答の程、よろしくお願いします。

以 上

アンケート

	ご回答者氏名()
1	今春の選挙の際,作成されたポスターを掲示版に貼付されましたか。	
	貼付した 貼付しなかった その他 ()
2	1503 MANIENTINE TO TO TO THE STATE OF THE ST	ありま
	したか。	`
	張り替えた 張り替えなかった その他()
3	前記項目で 張り替えたとお答えの方に伺います。実際に,何枚張り替	えまし
	たか(およその枚数でも結構です)。	
	(枚)	
4		
	掲示版以外に活用した 掲示版以外に活用していない	
5	前記項目で 掲示版に貼付する以外に活用したとお答えの方に伺います	。実際
	に,何枚(およその枚数),どのようなことに活用されましたか。	
	活用枚数 (枚)	
	活用内容 ()
6	作成されたポスターの残余分は,どのようにされましたか。	
U	FIXC1112小人	`
)
7	その他,この件に関連するご意見	
		J

選挙ポスター作成枚数に関するアンケート回答

選挙区	候補者名	作成 枚数	掲示	予備 枚数	予備	予保	構張り 率え率	替使	予備 貼付 途率 か否:	した か	張替枚数	掲示版以外 への活用	他活用 枚数	他活用内容	残余分の使途	意見
1田辺市	鈴木太雄	700							47.62 した	を		していない		0	20枚を保管し残りは選挙後破棄	AGA / U
2東牟婁郡	松原繁樹	550	496	54	5	4 10.	89 0	.00	0.00した	替えていない	0	していない			処分しました	
3和歌山市	浦口高典	700	620	80	7	8 12.	90 0	.32	2.50 した	替えた	2	していない		0	貼ってくれた人に数枚ずつ予 備で渡す。	特になし
4和歌山市	奥村規子	750	620	130	11	0 20.	97 3	.23	15.38 した	替えた	20	していない			選管に見本として提出,張り 替え余備として保管,選挙後 ,資料分を残して廃棄	
5和歌山市	藤井健太郎	750	620	130	11	0 20.	.97 3	.23	15.38 した	替えた	20	していない			選管に提出,張り替え余備と して保管,選挙後,資料分を 残して廃棄	
6西牟婁郡	前川勝久	500	386	114	11	1 29.	53 0	.78	2.63 した	替えた	3	した		7選挙事務所内に示	掲数枚は参考に保存,残りは廃 棄処分	最近は印刷技術の進歩と紙質の向上で,以前ほど風雨にさらされることは少なくなっているので,少しの余備で対応可能。
7有田郡	松坂秀樹	600	424	176	14	6 41.	51 7	.08	17.05 した	替えた	30	していない			一部資料として保管,残余は 処分	
8紀の川市	谷口和秀	400	280	120	12	0 42.	86 0	.00	0.00した	替えていない		していない			保管	破損することも想定して余分に注文した。
9海南海草	雑賀光夫	600	417	183	18	3 43.	88 0	.00	0.00 した	替えていない		していない			選管に見本として提出,張り替え予備として保管したが, 無投票となったため資料分を 残して廃棄	
10新宮市	須川倍行	300	206	94		0 45.	63 48	.54 1	06.38した	替えた	100	した	5	0事務所内貼付	捨てた	
11 御坊市	ボ 内 () 麻 () 麻 () 麻 () 麻 () 麻 () 麻 () 麻 () 麻 () 麻 () () () () () () () () () () () () () (250				0 51.			17.65 した	替えた	10~20 20 20 20 20 20 20 20 20 20 20 20 20 2				分が多の使い道はあります。います。では、「ポースをはない」があります。では、「パースをはいいできたのででありませ、「がありませ、」のでは、はいいでは、はいいでは、はいいでは、はいいでは、はいいでは、ないでは、ない	9の間も、投票所の窓や壁にたくさんべりで見た)。こので見たの会場内にもベタベタと貼られていました。こので見で作った分とは T V で見たで見たで見たで見たがあるのだとは知らなかったのでおどろきました。公費で作った分は知らように区別が必要だと思います。 で作った分はわかるように区別が必要だと思います。 それから、選挙のはは、こんは出来でしたのが必要には必要ありません。掲示板補者が出ることなって担ばしまがでしたが、のは、このでは、では、このでは、では、このでは、では、このでは、では、このでは、では、このでは、では、このでは、では、このでは、では、このでは、では、このでは、では、このでは、では、このでは、できないのは、できないのは、できないのは、できないのは、のできないができないが、できないができないが、できないができないができないが、これを全面的には、「のは、おいでは、は、このは、は、このでは、は、このは、は、このは、は、このは、は、このは、は、このは、は、このは、は、このは、にのででは、このは、にのでは、にのが、これを全面のには、にいて、これもに、このでは、にいて、このでは、にいて、このでは、にいて、このででは、このででは、このででは、このには、このでは、このには、このでは、このででは、このでは、このでは、このでは、このでは、このでは、この
12日高郡	花田健吉	1000	648	352	35.	2 54.	32 0	.00	0.00 した	その他(裏面ノ リ付けになって いるので最初に 失敗して張り替 えた)	=	していない			廃棄処分した	9日間,雨・風に破れる事も考え少し多く印刷した
13有田郡	吉井和視	700	424	276	26	1 65.	.09 3	.54	5.43した	替えた	15	していない			残ったポスターは保存してい る	事故に対応するため、ポスターを余分に用意出来るようになっている。その 範囲内でやっている。

選挙区	候補者名	作成 枚数	掲示 版数	予備 枚数	予備 残数	予備 作成率	張り替 え率	予備 使途率	貼付した か否か	張替の有無	張替枚数	掲示版以外への活用	他活用 枚数	他活用内容	残余分の使途	意見
14橋本市	向井嘉久蔵	500	302	198	188	65.56				替えた	10	した	10)	選挙の終了まで保管後処分	印刷の段階で400枚でも500枚でも価格はそんなに変わらないので少し多めに 作成した。掲示版と同数の作成枚数とは考えられない。
15橋本市	瀧洋一	500	302	198	188	65.56	3.31	5.05	した	替えた	10	していない			保管しています	公費負担についても今後考えていくべきだと思います。
16田辺市	泉正徳	1100	637	463	433	72.68	4.71	6.48	した	替えた	30	していない			廃棄処分	
17和歌山市	井出益弘	1100	620	480	480	77.42	0.00	0.00	した	替えた	360予備	していない			廃棄処分	今まで雨天,風による場合,よくはがれ貼り直しに出向き,今年は,掲示場5,6カ所につき,担当3枚貼り替え用予備として預けた。
18和歌山市	角田秀樹	1100	620	480	420	77.42	9.68	12.50	した	替えた	60	していない			各掲示版担当者用として配布 (破損分の貼り替え用)	選挙費用の軽減で被選挙人の広がりが出来良い制度と思う。
19 西牟婁郡	池口公二	700	386	314	289	81.35	6.48	7.96	した	替えた	25	した		室内用ポスターとして選挙事務所及び各支部,個人演説会場等に使用(*風水害等にな状態で)		ポスターについては、現在、非常によくなっているが高額にもなっています。風水害にも強くなっているが万がいち破損する場合もある為、余分な枚数が必要になります。そもそも選挙には多額な費用がかかります。しかし、公費負担については、地方選挙では考えなければ(無くす方向で)いけないと思います。公職選挙法は矛盾が多く実情とかけ離れている部分が多数あるゆえ、問題点が多く変更する必要があると思います。
20海南海草	藤山将材	820	417	403	403	96.64	0.00	0.00	した	替えていない		していない			廃棄処分	
21 有田郡	横矢正明	840	424	416	396	98.11	4.72	4.81	した	替えた	20位	していない			持ち帰りと破棄	公職選挙法及び規則の変更,見直しが必要かも!
22和歌山市	多田純一	1240	620	620	545	100.00	12.10	12.10	した	替えた	70 ~ 80	していない			各掲示版担当者に張り替え用 として配布あと残った分は保 管しています。	
23 和歌山市	長坂隆司	1240	620	620	610	100.00	1.61	1.61	した	替えた	10	していない			各地区で毀損等張り替えを要する場合があるので和歌山市内42連合自治会区ごとに3~5枚予備分をポスター貼付をお手伝いいただいた方にお持ち帰りいただいた。残りは弊事務所に残している。	経費節減には努めたいが,はがれたり,毀損する場合がどうしても生ずるので予備分はどうしても残しておきたい。
24和歌山市	中拓哉	1240	620	620	570	100.00	8.06	8.06	した	替えた	50	していない			保管	資力の乏しい候補者でも参加できるため有用な制度です。
25 西牟婁郡	高田由一	772	386	386	286	100.00	25.91	25.91	した	替えた	100	していない			一部保管のこりは廃き	
26伊都郡	門三佐博	558	279	279	279	100.00	0.00	0.00	した	替えていない		していない			自宅に保存していましたがそ の後廃棄	
27岩出市	山本茂博	266	133	133	133	100.00	0.00	0.00	した	替えていない		していない			廃棄処分した	
		19,776	12,309	7,467	6,848	60.66	5.08	8.37			625		267	7		

^{*} 張り替え枚数について,10~20としている河内氏は15枚,360(予備)としている井出議員は実質の張り替えはないとみて0枚,70~80としている多田議員は75枚として計算しました。

回答拒否者一覧表

	選挙区	氏名	作成枚数	掲示版数	予備作成率
1	田辺市	谷口和樹	637	637	0.00
2	紀の川市	服部一	300	280	7.14
3	和歌山市	尾崎太郎	700	620	12.90
4	新宮市	濱口太史	250	206	21.36
5	和歌山市	片桐章浩	800	620	29.03
6	和歌山市	藤本眞利子	800	620	29.03
7	和歌山市	森礼子	800	620	29.03
8	橋本市	平木哲朗	400	302	32.45
9	橋本市	岩田弘彦	400	302	32.45
10	日高郡	坂本登	900	648	38.89
11	東牟婁郡	前芝雅嗣	700	496	41.13
12	海南海草	尾崎要二	600	417	43.88
13	紀の川市	山田正彦	420	280	50.00
14	日高郡	冨安民夫	1000	648	54.32
15	和歌山市	新島雄	1000	620	61.29
16	和歌山市	山下大輔	1000	620	61.29
17	田辺市	大沢広太郎	1150	637	80.53
18	西牟婁郡	立谷誠一	700	386	81.35
19	東牟婁郡	谷洋一	900	496	81.45
20	和歌山市	高嶋洋子	1200	620	93.55
21	和歌山市	山下直也	1200	620	93.55
22	橋本市	中谷和史	600	302	98.68
23	和歌山市	宇治田栄蔵	1240	620	100.00
24	有田市	浅井修一郎	322	161	100.00
25	御坊市	中村裕一	330	165	100.00
26	紀の川市	岸本健	560	280	100.00
27	岩出市	川口文章	266	133	100.00